

令和３年度 第６回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律21条第１項による

２．日 時 令和３年９月９日 午後１時30分

３．場 所 ろくじ館 研修室

４．議 題 議案第19号 農地法第３条許可申請書審議について
議案第20号 農地法第５条許可申請書審議について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	２番 長野 和代	３番 中村 幸信
４番 松本 茂	５番 平井 豪	６番 奥名 政成
７番 清住 昇	８番 佐藤 礼治	９番 福永 浩紀
１０番 岡本 篤幸	１２番 中村 峯子	
１３番 島津 和徳	１４番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	本田 忠文
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝
坂本 導成	緒方 寛二	上村 敦之

７．欠席委員

11番 五嶋 靖 井上 良治 河島 隆雄

８．議事録署名人

５番 平井 豪
６番 奥名 政成

９．本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

- 事務局長 はい。それでは皆様、こんにちは。
- それでは、定刻となりましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第6回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まずは会長に御挨拶をお願いいたします。
- 会 長 会長挨拶
- 事務局長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。
- 会 長 はい。本日はですね、5番委員の平井委員、さらには6番委員のですね、奥名委員にお願いをいたします。
- 事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。
- 会 長 はい。それでは議案審議に入りたいと思います。議案第19号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。それでは、説明をお願いします。
- 事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。議案第19号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年9月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。
- 会 長 はい。それでは、次ページをお願いします。番号1番について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 はい、4番委員の松本です。では、説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい、説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地があります。

申請地は県道今吉野甲佐線のちょうど曲がり角の部分から西に約200メートル、船津の山口原にあります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、4番委員の松本委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

4 番 はい、4番委員の松本です。今回の申請は、申請人が耕作できないため、農地の管理について相手方に相談され、了承を得られたため今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には南天の栽培を計画されています。農地を効率的に利用することに問題はないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後、農地を適正に管理することに、何ら問題がないと思います。

⑤については、取得後の耕作面積が8,412.10平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行いましたので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

3 番 はい。3番委員の中村です。先月の8月27日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字船津山口原にある畑1筆です。申請地には、南天の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の中村委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 所有権移転で無償になっとりましたけども、このいきさつとといいますか、間柄といいますか、そこは分かりますか。

会 長 はい。事務局、どうぞ。

事務局 はいはい、じゃあ私が説明します。これはですね、譲受人の人のおじいちゃんの代にもう土地の売買されとるわけですね。それで、まだ何て言うか、登録というか、登記をしてなかったもんで、今回に至ったというところになります。で、娘さんたちは自分のお父さんがときの売買があったっていうこと知らっさんだったもんで、自分の土地の名義になって、どうしてだろうというような感じで、事務局のほうに訪ねられて、今回、こういうかたちで正式に来られて、もんだから、もう値段もで

すね、前のだから分からないんですね。売買契約は成立しとるんですけど、登記はできてないということです。

8 番 じゃあ相手方も了解されとっとですね。

事務局 そうです、そうです。

会 長 はい。佐藤委員、よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。ほかにはないようでございます。ないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

8 番 はい、8番委員の佐藤です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道稲生野甲佐線で、こちらが国道443号線、安津橋で、こちらに甲佐中学校がございます。申請土地は甲佐中学校から南西に710メートルから830メートル、有安の前田に2筆と西川原に1筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、8番委員の佐藤委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。今回の申請は、それまで耕作していた相手方の父親が死亡したため申請人に農地が戻り、契約終了となりましたが、申請人と相手方とで農地の貸し借りについて話がまとまったため、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン等を所有しており、申請地には米の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,574平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい、4番委員の松本です。先月8月27日、会長、中村幸信委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請された農地は、大字有安字前田にある田2筆と、大字有安字西川原にある田1筆です。申請地には米の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告。また、8番委員の佐藤委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。はい、それでは意見もないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道稲生野甲佐線、こちらが国道443号線、こちらが安津橋、こちらが甲佐中学校となります。申請土地は甲佐中学校から南西に約620メートル、有安の前田に2筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、8番委員の佐藤委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。今回の申請は、申請人が町外に住んでおり耕作できないため、農地の管理をお願いしていた方に処分について相談したところ、相手方を紹介され、お互いの了承を得られたため今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン等を所有しており、申請地には露地野菜の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,376.66平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っております。3番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

3 番 はい、3番委員の中村です。先月の8月27日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字有安字前田にある田2筆です。申請地には、露地野菜の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、3番委員の中村委員から現地調査の報告。また、8番委員の佐藤委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
何か御意見ございませんか。はい、じゃあ意見もないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号3については、原案どおり許可することに決定いたします。

はい。それでは、議案第20号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、6ページをお願いいたします。議案第20号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年9月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、7ページをお願いします。議案第20号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを議題といたします。それでは、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい、7番委員の清住です。それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。地図につきましては8ページにお示ししておりますけども、前のスクリーンのほうで御説明さし上げたいと思います。左下から上のほうに上がっております、これが県道嘉島甲佐線、こちらにネッツトヨタ、木村のあられさんがございます。それと町道の山出県道線がここを左から右に走っております。そして真ん中下にJ A上益城さんの本所があります。位置といたしましてはJ A上益城本所から北東へ約700メートルほど行った山出地区の畑地帯にある農地です。場所については説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい、7番委員の清住です。それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、太陽光発電施設として利用するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、軽微な整地程度で現状のまま利用すると計画されており、土砂の流失や、隣接する農地には支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、3番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

3 番 はい。3番委員の中村です。先月の8月27日に会長、松本委員、事務局で現地調査を行いました。申請地には、大字白旗字中尾にある農地で、農地の状況としては、

中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地には該当します。今回の転用申請では、軽微な整地程度で、現状のまま利用するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま3番委員の中村委員から現地調査の報告。それから、7番委員の清住委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号のいずれにも該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 太陽光発電の施設は、なんか面積要件があったと思うんですが、それは関係なく1筆売買でされるってことですか。

会 長 事務局、よろしいですか。

事務局 はい。太陽光の、もちろん太陽光のまず発電量につきましては49.5キロワットとなっております。で、一応県の基準としましてが1キロワットあたり24平米が基準としておりましたけども、こちらにつきましてはですね、また道とかあって、と、あとまたその形状とかを確認しまして、一応この1,700ということで、県と協議をしましてですね、その基準をクリアするだろうということで、一応承諾は得ています。

会 長 山内委員、よろしいですか。

1 番 はい。

会 長 はい。ほかに何か御意見ございませんか。

はい。それでは、ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号2についてを審議したいと思います。それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい、9番委員の福永です。それでは番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは御説明申し上げます。地図につきましては、9ページのほうにお示ししておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明させていただきたいと思っております。まず、左下から上に国道443号線がこのように通っています。と、右のこの

部分に甲佐中学校。その手前下から県道稲生野甲佐線が通っております。申請の場所につきましては、甲佐中学校から北西に約270メートルのこの位置でございます農地1筆でございます。場所については以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。

事務局 すいません。申し訳ございません。こちらの、はい、北西に270メートルのこの位置が申請地農地です。申し訳ございません。以上です。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい、9番委員の福永です。それでは、説明します。今回の申請は、現在、居住している妻の両親の家を、新居を建設するまでの期限付きで借用しているため、早急に新居を建設する必要があるために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定である「集落接続」に該当するため、例外的に転用は可能と思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、仮審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、大きな造成計画はなく整地する程度の計画であるため、問題ないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っておりますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4番委員の松本です。先月8月27日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字下横田字池田にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当すると思われます。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当すると思われるため、転用は可能と思われます。また、今回の申請地の転用による周囲への営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告。また、9番委員の福永委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項1号イに該当する

ものの、例外規定に該当するとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 これとあと使用貸借権20年てなってますけど、親子関係とか何かそういう関係があったのですかね。それと、多分住宅ローンが35年とか何かさるっとしゃがな、20年じゃまた切り替えなんとかというのがありますけど、それを説明してください。

会 長 はい。事務局、よろしいですか。

事務局 はい、お答えいたします。申請人の方の奥様が貸し手の親御さんに当たられるということで、土地の貸し手の娘さんの御主人が申請人ということで、贈与でなく貸借というかたちをとられてるということでございます。その年数については、その具体的なことまでは伺っておりませんので、よろしくお願いします。

会 長 山内委員、よろしいですか。

1 番 はい。

会 長 ほか。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 今んとの件に関してると、こういう場合の使用貸借というのは、その年数ていうのは、期限のごたつとは、何かあつとですか。

会 長 はい、事務局。

事務局 基本的にですね、普通、農地の貸し借りだと最長20年となっております。ですけども、こちらの宅地につきましてが家が建つのは借地借家法というふうな法律が適用されまして大体ですと最低30年となっております。でも今回の場合はもう親子関係ということであって、20年でいいだろうということでお話を伺っております。最低30年。

8 番 最低が30年。

事務局 最低が30年。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。はい。ほかに何か御意見ございませんか。はい。それでは、ほかにはないようです。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して、県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは10ページをお願いいたします。議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年9月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の11ページを

お願いいたします。甲農第920号、令和3年8月26日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次のページをお願いいたします。12ページです。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第6回です。まずは、農地利用集積計画の総括表で御説明申し上げます。賃借権の再設定について、10年の田が3筆の4,279平米、10年の畑が1筆の817平米となります。賃借権の新規についてはございません。次に、使用貸借権の再設定についてはございません。新規について、10年の畑が1筆の2,089平米のみとなります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が3筆の4,279平米、畑が2筆の2,906平米となります。その他、所有権移転については、田が1筆の327平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明をいたします。以上です。

会 長 はい。それでは、13ページをお願いします。議案第21号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は県道今吉野甲佐線の曲がり角から北に約790メートル、麻生原の上ノ原にございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定農業者で、世持・麻生原集落で農業を頑張っておられ、主に米・ニラ・栗の作付をされています。今回の申請地には栗の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

2 番 はい。左っかわのほうは借りられる土地ですか、木が生えてほう。手前、右っかわですか。

会 長 はい。

2 番 借りられるのは木が生えてるほうですか、それとも切ってあるほうですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 はい。借りられるのはですね、今、木が生えてるほうです。

2 番 左っかわの木が生えてるほうを。

14番 もともと栗を植えとっと。

事務局 栗が今、現在植わっております。

2 番 植わってる。

事務局 ただ、また、一応切ってからまた新たに栗を植えるということでJ Aからの補助ですね、ということです。

会 長 よろしいですか。

2 番 はい。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。ほかにございませんか。はい、ほかには質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案のとおり承認をいたします。

はい。続きまして、14ページをお願いします。番号2番についてを審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買です。熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらが甲佐大橋への登り口になります。申請地は国道443号線と甲佐大橋の登り口の交差点から北に約480メートル、早川の前田にございます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号2番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

14番 これ、トラクターで行ったら帰られんぐらいの幅かな。

1番 帰れんぐらい、Uターンされんごたる。

14番 Uターンもできん幅だけん。

事務局 御説明申し上げます。この畦のきわから5メートルほどの、そのまま奥にこういう感じで。こういう感じの圃場になります。

会 長 はい、何か質問、何かございませんか。はい。それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号 2 番については原案のとおり承認をいたします。

事務局長 はい。それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。ただいまをもちまして第 6 回
定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番